

保育園重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	株式会社プライムツーワン
代表者氏名	代表取締役 佐藤範夫
法人の所在地	北海道札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3
法人の電話番号	011-859-3393

2 事業の目的

事業の目的	児童福祉の理念に基づき、一人一人の子どもの人権を尊重し、互いの存在を認め合う心豊かな子どもの健全育成に向けた保育を行うとともに、子育てに関する事業を行い、地域における保育や子育ての向上に寄与します。
運営方針	1. お子様達の健やかな成長、心身の発達を保障する保育の創造 2. 働く父母の就労をサポートし、安心して働き続けられる保育園 3. 保護者・保育士・弊社、相互の信頼関係に基づく環境作り

3 保育室の概要

名称	ぴっころきっず北綾瀬
所在地	東京都足立区谷中1-30-8 大和住信ビル1階
電話番号	03-5682-4140 園携帯 080-5726-5334
施設長氏名	田中 麻美子
入園定員（年齢別）	0歳児（4名） 1歳児（6名） 2歳児（6名）
職員数	保育士常勤6名 保育補助者2名 調理員2名
取扱う保育事業の種類	月極保育、一時保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育、サービス内容の向上に努めます。
職員への研修の実施状況	・採用時研修 ・中堅保育士研修会 ・責任者研修会 ・保育研修会 ・社外研修会
連携医療機関	鹿浜診療所 林 真理子 足立区新田2-4-15 電話 03-3912-8491

4 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日～土曜日
開所時間	7時30分から18時30分 コアタイム8時30分から16時30分
休園日	日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

5 施設の概要

建物	R C 造 3 階建の 1 階 保育室延べ床面積 80 m ²
施設の内容	○乳児室⇒1 室 面積 13.33 m ² ○調理室⇒7.6 m ² ○保育室⇒2 室 面積 32.36 m ² ○事務室・医務室⇒9.5 m ² ○幼児用トイレ⇒2 個
設備の種類	冷暖房
安全保障	事業活動包括保険加入
その他	代替場所 東綾瀬公園 158.969.79 m ²

6 職員体制

	配置人数	常勤者	非常勤者	備考
保育室管理者(専任)	1 人	1 人		
保育従事職員	4 人	4 人		
保育補助者	3 人		3 人	
調理員	2 人		2 人	
事務員				

7 保育計画

組	保 育 計 画
0 歳児	一人ひとりの発達に沿って、食事(授乳・離乳)・睡眠・排泄・遊び・発語を援助し、成長を見守っていきます。
1 歳児	歩行が出来るようになり、言葉を覚え、活動を広げていく時期です。自分でやろうとすることを大切に、保育士が仲立ちとなり、遊びを充分楽しめるように保育します。
2 歳児	自分の身の回りのことが出来るようになるとともに、時に自我が強くなります。一人ひとりの気持ちを受け止め、友達と遊ぶ楽しさを広げていけるような保育をします。

8 毎日の保育の流れ

(1) 保育園の 1 日(およそのめやす)

7:30	随時登園・健康視診 自由遊び・排泄
9:30	午前おやつ
10:00	設定保育
11:00	昼食
12:00	午睡準備・午睡
15:00	目覚め・排泄
15:30	おやつ
16:00	自由遊び
18:30	閉園

(2) お散歩のコース 谷中公園 東綾瀬公園 等

9 昼食等について

昼食・おやつ	昼食・おやつはすべて園で用意します。
アレルギー等への対応	アレルギーのお子様へは、除去食の対応をとらせていただきます。入園前の個別オリエンテーションで、聞き取り調査を行いますと共に医師からの指示書のご提出をお願いしています。
衛生管理等	保健所指導による調理室、衛生管理事項確認済

10. 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 利用の開始

子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により足立区が行うあっせん及び要請を受けたときに利用を開始します。

入園に関する手続き、選考に関する事項は、居住地市区町村の対応となります。

(2) 利用の終了

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

ア 登園は2歳児クラスまでの小規模園につき3歳以上児・幼児クラスの始期に達したとき。

イ 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じ、保育の提供の継続が適当と認められない時。

(3) 退園の手続き

保護者は、当園を退園しようとするときは、原則として退園をする月の末日までに、施設長又は足立区に対し退園届を提出するものとします。

10-2. 入園時に必要な書類等

(1) 児童調査票

(2) 入所時前健康診断書

11 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

個人情報は、個人情報の保護に関する法律に準じて適切に取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 他の保育所等に転園するとき

他の保育所等へ転園する際には、保育に関する記録等について入園予定の保育所等へ情報提供を行うことがあります。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市区町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市区町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住いの市区町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届け出のあった子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

1.2 保育室と保護者の連絡について

<保護者への情報の公開>

- ・ 給食メニュー表の配布及び給食サンプルの展示
- ・ 園だよりの発行（月に1回）
- ・ 保護者懇談会の実施
- ・ 個別連絡帳の作成

<保護者の意見の反映>

- ・ 個人懇談による、個別意見の収集（入園時及び年に数回の実施）
- ・ アンケート調査の実施
- ・ 日々の連絡帳による、保育士との意見の交換
- ・ 弊社本部への連絡先を明示し、常に保育園への意見を保育園のみならず、意見や要望を保護者が直接伝えられるよう工夫する。

<個人面談>

入園時及び年1回の個人懇談を実施し、個人の成長発達についての相談やお子さんに関する、家庭と保育園相互の情報の交換を通し、家庭と保育園が同じ視点で子どもに接してゆけるよう、認識を深めることを目的とする。また、保護者の側から保育園に対する意見を頂き、保育園運営に活かす。

<お便り>

毎月発行し、保育の様子を幅広く伝えると共に、今後の保育の予定や保護者への連絡等を目的とする。

1.3 保護者の方が用意するもの

※ 別紙「ご利用のしおり」による

1.4 健康診断等について

(1) 年2回の健康診断実施

子どもの健康状態把握のため、年2回の健康診断を行う。その診断の結果を記録し、保育に活用するよう努めるとともに、家庭に連絡し、保護者が子どもの状態を理解できるようにする。結果に応じて、市町村や保健所、医療機関と連携をとり、必要によっては協力を求める。

(2) 毎月の身体測定（身長・体重）

計測の結果については、園管理及び保護者へ知らせるとともに、母子手帳を有効に活用し、市町村や保健所などの保健活動と相互に連携する上で役立てるようにする。

1 5 利用料その他の費用等

支給認定保護者は、居住する区市町村が定める利用料を事業者に支払うものとする。尚、延長保育料は1日500円とし、事業者に支払うものとする。随時、ご希望の保護者様へ保育写真の販売を行う。

1 6 支払方法

- 保育料：令和7年9月より保育料無償化
- 延長保育料：当日現金払い
- 一時保育料：当日現金払い

一時保育

1時間につき	500円
給食代（一食につき）	300円
おやつ代（一食につき）	100円

1 7 保育室のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合はその日の登園予定時刻までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合 延長保育が必要な場合	当初のお迎え予定時刻までにご連絡願います。
毎朝の健康診断伝達	登園前に必ず体温や健康状態の確認を行って下さい。
感染症について	麻疹、百日咳、水疱瘡、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、お休みして下さい。医師の完治証明書により、登園許可させて頂きます。
投薬について	原則として行いません。但し、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事ができます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市区町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市区町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により、保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により、支給認定の変更認定が必要であるとき。

18 賠償責任保険の加入（東京海上火災）

契約期間： 令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年更新）

補償レベル： 1事故あたりの支払い限度額 施設・事業活動 500,000 千円

19 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容態の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育室が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏 名	鹿浜診療所 林 真理子	
	所在地	足立区新田 2-4-15	電話 03-3912-8491
救急隊	管轄消防署名	足立消防署 大谷田出張所	
	所在地	足立区東和 4-23-7	電話 03-3620-0119
警察署	管轄警察署名	綾瀬警察署	
	所在地	足立区谷中 4-1-24	電話 03-3620-0110

20 非常災害時の対策

防災管理者	氏名 田中 麻美子			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器			
避難場所	一時集合場所	蒲原中学校	広域避難場所	東綾瀬団地一帯

(1) 引き渡しについて

災害時の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて避難先で引き渡す場合があります。

なお、交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

2 1 虐待防止のための措置

1、在籍児童の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による在籍児童に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他、虐待防止のために必要な措置

2、保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者（支給認定保護者等在籍児童を養育する者）による虐待を受けたと思われる在籍児童を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、足立区子ども家庭部保育サービス課・児童相談所等適切な機関に通告する。

2 2 (1) 保育内容に関する相談・苦情

保育室相談・苦情受付担当者	(株)プライムツワン 橋脇・橋本
住 所	札幌市豊平区月寒東 5 条 10 丁目 3-3
電 話	011-859-3393 フリーダイヤル 0120-978-331
e-mail	info@pikkorokids.com
受付方法	文書・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受付けます。

(2) 第三者苦情解決委員

第三者苦情解決委員	中川 知也	電話 090-1644-7499
	田村 毅	電話 090-9517-4009
受付時間	平日 9 時～17 時	
受付方法	電話にて相談・苦情を受付けます。	

(3) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

足立区 幼稚園・地域保育課地域保育係
足立区中央本町一丁目 17 番 1 号 電話：03-3880-5888（直通）

苦情受付・解決責任者	施設長 田中麻美子
------------	-----------

令和 7 年度

保育園重要事項説明書

(株)プライムツーワン
ぴっころきっず北綾瀬